

基準 25 (産業廃棄物の最終処分場の管理施設)

市街化調整区域内における産業廃棄物の最終処分場（以下「最終処分場」という。）に設置する管理の用に供する建築物（以下「管理施設」という。）を建築する場合で、次の全ての要件に該当するもの。

- (1) ここでいう最終処分場とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第14号に規定する産業廃棄物処理施設のことをいう。
- (2) 当該管理施設は、次の全ての要件に該当するものであること。
 - ア 管理上不可欠な所要室を備え、かつ、最小限必要不可欠な敷地及び建築規模であること
 - イ 最終処分場の埋立地、調整池等の施設に隣接して設置すること
 - ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）第15条の2の3で準用する同法第8条の4に規定する記録および閲覧の用に供する室を備えていること
- (3) 当該最終処分場の設置について、廃掃法第15条第3項に規定する生活環境影響調査が実施され、かつ、同法第15条の2第3項に規定する専門的知識を有する者から生活環境の保全上支障がない旨の意見が得られたものであること。

平成12年 4月27日 基準適用年月日	平成12年度第1回開発審査会承認済 平成12年 4月 1日
平成17年 3月17日 基準改正年月日	平成16年度第4回開発審査会承認済 平成17年 4月 1日

ア 管理施設について

管理施設とは、最終処分場に求められる環境の保持、安全の確保及び経済的な運営を目的として、施設、設備及び作業を統合管理するために設置するものである。そのため、所要室としては、管理事務所、浸出液処理設備、記録及び閲覧室等のほか、必要に応じて作業員控室、シャワー室、更衣室、湯沸室、食堂、洗面所、会議室等が考えられる。

管理施設の建築規模については、最終処分場の規模及び管理形態から、これらのことを踏まえて必要不可欠な最小限のものとする。

ただし、産業廃棄物の収集運搬に用いる車両の車庫等は必要不可欠なものとは認められない。

イ 敷地の設定

管理施設としての配置及び接道を考慮し、かつ、敷地としての安全性（都市計画法第33条第1項第7号、同法施行令第36条第1項第1号ロ）が確保できるよう敷地の範囲を設定するものとする。

また、最終処分場は公道から離れた位置に設置される場合もあるが、管理施設の建築に当たっては建築基準法第43条に規定する接道要件に適合する必要があるので留意すること。

ウ 最終処分場廃止後の管理施設の取扱

管理施設については廃掃法第15条の2の5第3項で準用する同法第9条第5項に規定する最終処分場の廃止確認申請の際には原則として撤去されていることが必要である。

これは、最終処分場の廃止により当該管理施設が必要なくなることによるものであるが、廃掃法施行規則第12条の7の2に規定する記録の閲覧を当該管理施設において行わなければならない相当の理由がある場合は、閲覧期間の終了後に撤去されることとなる。

なお、当該管理施設を継続して利用する場合は都市計画法第43条第1項の規定による用途変更許可等が必要になるが、この場合、市街化調整区域における立地基準に適合するものしか許可できないことは言うまでもない。

エ 添付図書

当基準該当については、次に掲げる添付図書により判断する。

- ① 当該管理施設に係る事業の計画書
- ② 生活環境影響調査結果に関する図書
- ③ 最終処分場の土地利用計画図及び断面図
- ④ 管理施設の配置図及び各階平面図
- ⑤ その他、特別な事情が有る場合は、これを説明するために必要な図書